

## 21. 50

### 発明者の補正について（特・実・意）

願書に記載された発明者の補正は、出願が特許庁に係属している場合に限り、認める。

ただし、下記の書面を添付した手続補正書が提出された場合に限る。

1. 誤記の訂正が発明者自体の変更になる場合

(1) 発明者相互の宣誓書（変更前の願書の発明者の欄に記載のある者と補正後の同欄に記載される者の全員分の真の発明者である旨又はない旨の宣誓）

(2) 変更（追加、削除）の理由を記載した書面

2. 発明者の表示の誤記を訂正する場合

誤記の理由を記載した書面

なお、誤記の訂正が発明者自体の変更のおそれがある場合（例えば、姓及び名又は姓及び住所を同時に訂正する場合等）には宣誓書の提出を求める。

3. 発明者の記載順序を変更する場合

発明者の順序の変更（発明者の記載内容に変更なし）である旨を記載した書面

(注) 電子情報処理組織を使用して、上記の補正を行う場合の手続補正書の作成例については、「126. 70」を参照。

(改訂平成25・6)